#### 成年年齢引下げに伴い、成人になる高校生の皆さんが絶対に頭に入れておいて欲しい3つのポイント

神奈川県弁護士会消費者問題対策委員会より

2022(令和4)年に成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることに伴い、現在、20歳の若者に多い消費者問題トラブルが18歳になった皆さんに発生することが予想されます。神奈川県弁護士会消費者問題対策委員会では、消費者問題トラブルを避けるため、特に気を付けて欲しい3つのポイントをまとめました。

#### 3つのポイント

- □契約をする前に、信頼できる人に相談
- □とにかく即行動、とりあえず188に相談
- □業者はあなたが成年になるのを待っています。

## □契約をする前に、信頼できる人に相談

契約すると重い責任が発生します。

契約は「法的な責任が生じる約束」なので拘束力があります。友達と食事に行く「単なる約束」とは違います。不満があっても、原則として契約はやめられません。お金は返ってきません。責任は重いのです。

契約は口約束などでも成立します。

契約は口約束でも成立します。スマホの画面でクリックして約束しても成立します。契約書に署名・押印していなくても、法的責任は変わりません。

●はっきり断りましょう。

断るときは「必要ありません。」「いりません。」とはっきり断りましょう。「お金がありません。」は、「借りることができる」などとお金を借りるよう勧められるおそれがあります。

●勧誘者は、信頼できる人ではありません。

業者からの勧誘は、何となく信頼できそうな断りにくそうな学校の先輩や友人からの勧誘、SNS などで「あなたは特別」とおだてての勧誘、都合の良いことだけ書いてある広告による勧誘などあの手この手を使ってきます。相手は勧誘のプロです。

●あなたも加害者になる可能性があります。

違法なマルチ商法などにあなたが友達を勧誘すれば、あなたは消費者トラブルの加害者です。

●契約書は理解するまでしっかり読みましょう。

GAFA の利用規約を読んでみればわかる通り、複雑な契約が増えています。大事な契約には契約書があることが多いので、必ず読みましょう。しかし、読んでわかれば良いのですが、本当にわかりますか。

●一人で決めることができるのが大人ではありません。

勧誘者から「もう大人なんだから、一人で決めることができるでしょ。」などと勧誘される場合があります。 一人で決めることができるのが大人ではありません。わからないことをわからないと認め、調べたり相談したりすることが大人への第一歩です。契約する前に、一歩立ち止まって、信頼できる人に相談しましょう。 契約する前とは、「買います」と言う前、契約書に署名や押印をする前、スマホの画面をクリックする前などです。

●相談できる信頼できる人(例えばご両親)を決めておきましょう。

相談することの大切さは分かってもらえたと思います。あとは、いつでも相談できるよう信頼できる人を決めておきましょう。契約が理解困難なのは、あなたが未熟だからではありません。社会が複雑なのです。

## □とにかく即行動、とりあえず188に相談

#### ●188番を覚えておきましょう。

188番は、消費者ホットラインの電話番号です。身近な消費生活相談センターなどにつながり、専門の相談員が対応してくれます。

## ●即相談

悪質業者は、逃げます、財産は隠します。契約をやめるのにも期間制限があります(例えばクーリングオフ)。 時間との戦いです。「何かおかしい」と感じたら、とりあえず相談しましょう。相談は迷惑ではありません。 相談して問題なければ、それはそれで良いのです。

#### ●一人で悩まない。

一人で悩んでも解決しません。「ググればわかる」こともありますが、本当に知りたい情報が正確に書いて あるとは限りません。

# ●あなたの行動が社会を変える!

あなた一人でも行動すれば、事業者は態度を改めることもあります。行動する人が増えれば、悪質業者の撲滅に繋がります。

# □業者はあなたが成年になるのを待っています。

●成年になると未成年者取り消しができなくなります。

業者にとっては、未成年者契約であったことを理由に取り消されては困ります。そこで、業者は成人して間もない人をターゲットにすることがあります。

●成年になったばかりのときに消費者被害の件数が激増します。

現在(2019(平成31)年当時)は、大学生が20歳になると消費者被害が激増していますが、成年年齢が引き下げられれば18歳になった皆さんが被害者となる可能性があります。

●おいしい話には気を付けましょう。

簡単にお金が儲かるということなどありません。簡単にお金が儲かるのであれば、他人に教えることはありません。新しいことに挑戦したい気持ちは業者に利用されることもあります。

●契約の問題点に気が付けるようになりましょう。

「本当にそんな美味い話があるかな?」「おかしいな?」と違和感を感じ取れることが、消費者トラブルに 巻き込まれないための第1歩です。「もう大人なんだから」という言葉に惑わされてはいけません。

.....

今回の成年年齢引下げによって、若者の積極的な社会参加を促す必要から、国政上18歳以上の者を一人前の 大人と見ることになります。これから社会に出る皆さんには、時には失敗することもあると思いますが、失敗も 将来の糧と思って、様々なことに挑戦し、社会で活躍して欲しいと思います。

しかし他方で、多額の借金を背負ってしまうなど取り返しのつかない「失敗」は避けなければなりません。自分が加害者になってしまうなど、自分では責任のとれない「失敗」もしてはいけません。このパンフレットで述べた3つのポイントは、皆さんが、様々なことに挑戦し、社会で活躍することの妨げにはなりません。3つのポイントがすべてではありませんし、受験の役には立たないと思いますが、消費者トラブルを避けるためには有用です。一人前の大人は自然と意識しているポイントです。是非、3つのポイントを頭に入れて、一人前の大人として活躍してください。